

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校教育研究奨励寄附金取扱規程（以下「奨励寄附金規程」という。）に定めるもののほか、大阪公立大学（以下「本学」という。）における寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座 部局等において行われる教育研究又は社会貢献活動に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附金により当該寄附講座の教育研究又は社会貢献活動の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。
- (2) 寄附研究部門 研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、民間等からの寄附金により当該寄附研究部門の研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。
- (3) 部局 各研究科、国際基幹教育機構、研究推進機構及び大阪公立大学工業高等専門学校に定める組織をいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(設置等に係る原則)

第3条 寄附講座等の設置にあたっては、次に掲げる事項に該当することを原則とする。

- (1) 寄附講座等の目的である教育研究又は社会貢献活動が、大学等の目的に資するものであること。
- (2) 教員等との効果的な連携を図るため、大学等に研究室を設置すること。
- (3) 寄附講座等の運営にあたっては、大学等の主体性が確保されること。

(名称)

第4条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究又は社会貢献活動の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 寄附講座等の名称について、寄附者から申し出があったときは、当該寄附者が明らかとなる名を前項の名称に付加することができる。

(設置の申請)

第5条 部局長は、寄附申出者から寄附講座等の設置に係る申請があった場合において、当該寄附講座等の設置が本学における教育研究の発展及び充実に有益であると認めるときは、当該部局の教授会又はそれに相当する機関（以下「教授会等」という。）の議を経て、その設置を学長に申請するものとする。

- 2 前項の申請には、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 寄附講座等申請書（別紙様式第1号）
- (2) 寄附講座等の概要（別紙様式第2号）
- (3) 担当予定者の履歴書（別紙様式第3号）及び就任承諾書（別紙様式第4号）

(設置の決定)

第6条 学長は、前条の申請があった場合は教育研究審議会の議を経て、当該寄附講座等の設置の可否を決定するものとする。

(設置の通知)

第7条 学長は、前条に規定する寄附講座等の設置を決定したときは、寄附講座等受入承認書(別紙様式第5号)を速やかに当該部局長に送付のうえ、寄附申出者へ寄附講座等受入承諾書(別紙様式第6号)により通知するものとする。

(寄附の受け入れ)

第8条 前条の規定により、寄附講座等の設置が決定されたときは、奨励寄附金規程の定めにより、当該寄附講座等における教育研究の実施に伴う経費を受け入れるものとする。

(設置期間等)

第9条 寄附講座等の開設期間は、原則として2年以上5年以内とする。ただし、寄附講座等の設置期間を更新することを、妨げない。

2 寄附講座等の教育研究内容等の変更及び開設期間を更新する場合の手続きは、寄附講座等の設置の例による。

(成果の報告)

第10条 部局長は、前条の設置期間が終了したときは、寄附講座等における成果の概要を取りまとめ、学長に報告するものとする。

2 教育研究の成果は、当該部局の定めるところにより公表することができる。

(寄附講座等の構成等)

第11条 寄附講座等は、教授相当又は准教授相当を含む少なくとも2名の教員で構成するものとする。

2 前項により置かれる寄附講座を担当する教員の名称は、主に寄附講座教員とし、寄附研究部門を担当する教員の名称は、寄附研究部門教員とする。

3 寄附講座教員及び寄附研究部門教員(以下「寄附講座等教員」という。)の身分は、原則として非常勤職員とする。

4 寄附講座等教員の選考は、当該寄附講座等を設置する教授会等により決定する。

5 第3項の規定にかかわらず、当該部局長が認めるときは、法人の正規の教員が寄附講座等の担当を兼ねることができる。

(寄附講座等教員の職務)

第12条 寄附講座等教員は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を行うことができる。

2 教授会等が必要と認めた場合は、寄附講座等を担当する教員は、これに出席し、意見を述べることができる。

(経理)

第13条 寄附講座等における教育研究の実施に伴う経費は、受け入れた金額の範囲内において賄うものとする。

2 寄附講座等教員の報酬は、前項の経費に含むものとし、支給その他取扱いについては、別に定める。

(知的財産権)

第 14 条 寄附講座等を担当する教員が行った研究の結果生じた知的財産権の帰属等については、公立大学法人大阪知的財産権取扱規程及び公立大学法人大阪成果有体物規程の定めるところによる。

(委任)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の前日までに大阪府立大学、大阪市立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校において設置を決定し、施行日以降も設置を継続する寄附講座及び寄附研究部門については、大阪公立大学又は大阪公立大学工業高等専門学校に継承し、本規程を適用する。